

第1章

計画の目的と位置づけ

- 1 目的と位置づけ
- 2 計画期間
- 3 計画の構成



1 目的と位置づけ

道では、平成24年3月に策定した「北海道住生活基本計画」(計画期間:平成23年度から平成32年度)に基づき、道民の住生活の安定の確保と向上に向けて取り組んできましたが、平成28年3月の全国計画の見直しを踏まえ、社会情勢の変化や新たな課題に対応し、一層効果的な施策の推進を図るため、「北海道住生活基本計画」の見直しを行いました。

(1) 前計画に基づいた取組と成果

道では、平成24年3月に策定した道民の住生活の安定の確保と向上の促進に関する基本的な計画である「北海道住生活基本計画」において、「子どもから高齢者、障がい者まですべての人が安全に安心して暮らせる住まい・環境づくり」や「良質な住宅の供給と既存ストックの活用の推進」など5本の推進方針を定め、公営住宅における子育て支援住宅の整備推進やサービス付き高齢者向け住宅の供給促進、民間住宅における「北方型住宅」や「北海道R住宅」*の普及促進などに取り組んできました。

これらの取組が、市町村における子育て世帯に配慮した公営住宅の供給や子育て支援サービスとの連携を始め、都市部を中心としたサービス付き高齢者向け住宅の供給、住宅関連事業者の連携による省エネルギー性能が確保された住宅供給など、一定の成果を上げています。

*P90・91の用語解説を参照。(以下の下線部も同様)

(2) 住生活を巡る国の動き

平成28年3月に、平成28年度から平成37年度を計画期間とする住生活基本計画(全国計画)が閣議決定されました。

新たな全国計画では、「居住者」、「住宅ストック」、「産業・地域」の3つの視点から8つの目標を示し、少子高齢化・人口減少など住生活をめぐる現状と今後10年の課題に対応するための住宅政策の方向性が提示されています。

「居住者」からの視点としては、若年世帯・子育て世帯が、適切な住宅を選択・確保し安心して暮らせる住生活の実現や、高齢者が自ら望む地域で必要な生活支援サービスなどを利用し自立して暮らすことのできる住生活の実現、また、低額所得者に加え、高齢者、障がい者、ひとり親・多子世帯、外国人など住宅確保要配慮者の居住の安定の確保が住宅政策の方向性としてまとめられています。

「住宅ストック」からの視点としては、住宅ストックの有効活用などに向けた新たな住宅循環システムの構築や「空き家」の活用・除却の推進などがまとめられています。

「産業・地域」からの視点としては、木造住宅の供給促進や生産体制の整備、既存住宅の流通・リフォーム市場など住生活産業の成長や、居住環境やコミュニティを豊かにする住環境の維持・向上などがまとめられています。

(3) 本道の住生活を取り巻く課題の顕在化

本道では全国を上回るスピードで人口減少が進行しており、世帯数についても平成27年にピークを迎え、以降は減少が見込まれます。地方部においては、都市部への人口流失がみられ、地域の活力が低下しているほか、空き家・空き地の増加による諸課題などが顕在化しています。

また、地球温暖化防止の対応が求められる中、住宅分野においても環境負荷のより一層の低減など接続可能な住環境の形成に向けた取組が急務となっています。

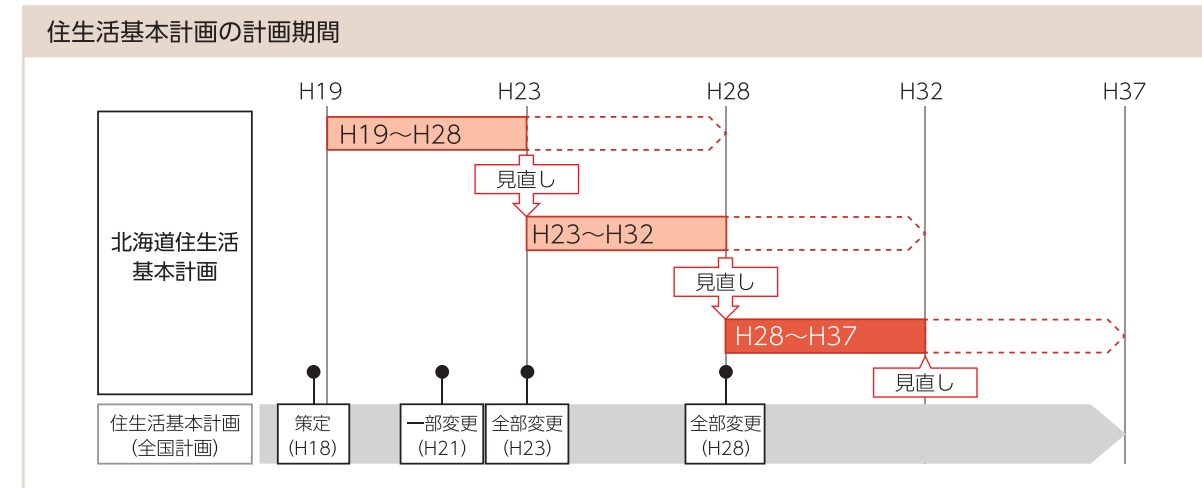
(4) 計画の目的と位置づけ

本計画は、本道における住宅施策の目標、施策の方向性、重点的な取組を定め、具体的な住宅施策を推進することを目的に策定するものであり、住宅施策の基本となる計画として、行政をはじめ、住まいづくりに関連する事業者の方々にとってのガイドラインの役割を担うものです。

なお、この計画は、「住生活基本法」(平成18年法律第61号)第17条第1項に規定する都道府県計画として、同法第15条第1項に規定する全国計画(平成28年3月変更)に即して、北海道が定める計画です。

2 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とし、前期5箇年(平成28年度から平成32年度)の終了時に、成果指標による進捗状況の評価や社会情勢の変化などを踏まえて、新たな目標や住宅施策などの見直しを行います。



3 計画の構成

計画の目的と位置づけ (第1章)

- 1 目的と位置づけ
- 2 計画期間
- 3 計画の構成

北海道の特性と住生活を取り巻く現状と課題 (第2章)

本道の住生活を取り巻く社会情勢について、現状と概ね今後20年間を見据えて課題を整理します

- 1 北海道の特性
- 2 北海道の住生活を取り巻く現状と課題

住宅施策の目標 (第3章)

魅力ある住まい方、住まいづくりの実現に向けた住宅施策の目標や住宅に関わる水準を定めます

1 住宅施策の目標



2 住宅に関わる水準

住宅施策の方向性 (第4章)

目標の達成に向けた住宅施策の方向性及びそれらに係る成果指標を設定します

- 1 若年世帯や子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現
- 2 地域で支え合い高齢者が安心して暮らせる住生活の実現
- 3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保
- 4 「きた住まいる」制度を活用した新たな住宅循環システムの構築
- 5 リフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新
- 6 空き家等の活用・適正管理の推進
- 7 地域を支える住宅関連産業の振興
- 8 魅力ある持続可能な住環境の維持・向上

公営住宅の役割と今後の方向性 (第6章)

公営住宅の役割や供給目標量を定めます

- 1 公営住宅の役割
 - (1) 北海道における公営住宅の役割
 - (2) 公営住宅の今後の方向性
 - (3) 公営住宅の供給における道と市町村の役割
 - (4) 公営住宅の供給のあり方
- 2 公営住宅の供給の目標量

住宅施策における重点的な取組 (第5章)

人口減少、空き家の増加など直面する課題に対応するため、本計画期間における以下の重点的な施策を定めます

- 1 安心して子どもを産み育てることができる住まい・環境づくり
 - (1) 子育て世帯などに配慮した公的賃貸住宅の供給促進
 - ① 子育て支援住宅などの整備推進
 - ② 子育て世帯に配慮した優先入居の推進
 - ③ 公営住宅団地などにおける子育て環境の充実
 - (2) 民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットの構築
 - ① 民間賃貸住宅を活用した子育て世帯などへの入居支援
- 2 空き家等を含む住宅ストックの有効活用や流通の促進
 - (1) 空き家情報バンクによる空き家の活用の促進
 - ① 北海道空き家情報バンクの活用
 - ② 空き家活用などに向けた市町村における取組支援
 - (2) 住宅ストックの性能向上と流通促進に向けた仕組みづくり
 - ① 「きた住まいる」制度を活用した総合的な住宅循環システムの構築
 - ② 質の高い住宅ストックの市場形成に向けた環境整備
- 3 子どもから高齢者まで誰もが地域で住み続けられる住環境や産業の形成
 - (1) 安心して住み続けられる地域づくりに向けた住宅の供給
 - ① 公営住宅などの再配置によるまちなか居住やコンパクトなまちづくりの推進
 - ② 地域の拠点形成などによる地域コミュニティと利便性の向上の促進
 - ③ サービス付き高齢者向け住宅の全道展開の促進
 - (2) 地域を支える住宅生産体制の整備
 - ① 地域の住宅事業者による地域における良質な住まいづくりに向けた環境整備
 - ② 地域の住まいづくりを通じた地域経済や環境負荷低減に寄与する資源の域内循環の促進

住宅施策の推進に向けて (第7章)

住宅施策の推進に向けて、主体の役割や主体間の協働・連携などを位置づけます

- 1 各主体の役割
- 2 住宅施策推進に向けた主体間の協働・連携、関係計画との連携
- 3 地域における住宅施策の推進